

家庭生活の変化と幼児教育

岩 城 富 美 子

はじめに

世界第二次大戦以後、われわれの生活をめぐる社会的環境は、急速に変化した。その様相はあるいは政治や経済の面から、あるいは生産や消費の面から、あるいは思想や価値観の面から、多角的に捉えることができるであろうが、特に幼児教育との関係において、一、家庭教育を中心として、二、集団保育を中心として、三、問題をもつ幼児の教育をめぐって若干の考察を行ないたい。

（一） 家族構成の変化

いうまでもなく家庭は子どもが誕生後体験する最初の生活環境であって、幼児の教育もまた発生的にはまず家庭において営まれ

る。したがって戦後における家庭生活の変化は、多かれ少なかれ、家庭における子どもの教育に影響を与えた。

ところで子ども自身の発達に対して、家庭がもつ役割とはいかなるものであろうか。依田新氏はその著「家族の心理」の中で、次のように要約している。

第一は子どもに対して加えられる社会的圧力を防ぐ防壁の役割（保護的機能）、第二は社会に代って社会の要求を子どもに伝える社会化の役割（教育的機能）である。家庭がもっているこの二つの機能は、時に相反した方関係をもっているが、この二つの作用が一定のつりあいを持っている時、それは子どもにとってよい家庭といわれ、どちらかに片寄っている時、わるい家庭であると考えられるのであろうか。保護と教育の機能は、家庭の中でおとなが子どもに与えるはたらきである。

第三に家庭生活それ自体が一つの小さな社会生活であるということ。家庭は両親・兄弟・祖父母という血縁によって構成された特殊な集団ではあるが、その集団の中で、あるいは兄とし、あるいは弟として、それぞれ位置づけられ、その間で種々の社会的相互関係が営まれているのである。先の一、二の機能がおとなから子どもに与えられるはたらきであるのに較べて、第三の機能はおとな対おとな、おとな対子ども、子ども対子どもの相互関係を通して営まれる点が、前者とは相違している。

子どもにとってこのような意味をもつ家庭が、戦後まず制度的に大幅な変化をみせた。すなわち昭和二三年改正民法の制定施行にともなう家の制度の廃止である。家、戸主、家督相続という三つの法律制度によって支えられていた旧民法下の家族は、その理念として、集団本位、家父長中心であったのだが、新しい憲法の下では、個人の尊厳と男女の本質的平等を基礎原理とする、夫婦本位の新しい家族理念が確立された。もちろん戦後における家庭生活の変化をめぐる現象は、単に法律制度上の変化という事実だけに帰せられるべきものではない。

例えば敗戦とそれに続く占領体制下での価値体系の変化や、経済事情や住宅事情の激変、生活の近代化や都市化等、さまざまな条件の変化が、家族生活の今日的様相をもたらしたものである。一方家族制度の崩壊に加えて、生活意識の向上、医学の進

〔表1〕 世帯構造別世帯数割合の年次推移

	総数	単独世帯	核家族的世帯	その他の世帯
昭和34年	100.00	7.6	49.9	42.4
36	100.一	8.3	51.4	40.3
38	100.一	8.2	53.1	38.7
40	100.一	8.9	60.9	30.2
42	100.一	10.3	61.9	27.9

単位 %

〔表2〕 1世帯あたり平均世帯人員

	総数	農家世帯	非農家世帯		
			総数	自営業者	常用勤労者
昭和34年	4.2	6.0	3.7	4.8	3.5
36	4.0	5.8	3.5	4.6	3.3
38	3.8	5.6	3.4	4.6	3.3
40	3.8	5.5	3.4	4.3	3.3
42	3.5	5.2	3.2	4.0	3.1

単位 人

〔表3〕 人口動態の推移

	総数	0～14	15～64	65～
昭和10年	100	36.9	58.8	4.6
25	100	35.4	59.7	4.9
30	100	33.4	61.3	5.3
35	100	30.0	64.2	5.7
40	100	25.6	68.1	6.3
41	100	24.8	68.8	6.5
42	100	24.4	69.0	6.7

歩、公衆衛生施策の改善充実等により、わが国においては、戦後急速なテンポで少産少死型の人口動態が進行した。

表(1)、表(2)、表(3)はいずれも昭和四三年度厚生統計協会資料によるものであるが、昭和三四年から四二年度までの僅かな期間においてすら、核家族化、世帯構成人員の少数化の傾向が著しい。昭和四二年度を例にあげてみると、総世帯数の約六二%は核家族的

世帯（世帯主とその配偶者、またはその間に生まれた未婚の子女で構成されたもの）であり、一世帯あたりの平均世帯人員は三・五人、サラリーマン家庭になると更に少なく、僅かに三・一人となっている。つまり結婚をすれば、一応その両親や兄弟とは別居して、夫婦だけで独立した家庭を営み、一〇二人の数少ない子どもを計画的に産んで、より理想的に育てようとしているのが、現代の家庭の一つの共通的イメージである。

(二) 家庭の教育機能における現代的問題

さて家庭の教育的機能という点から、現代的家庭生活をみた場合どのような問題点があるだろうか。

いづぞや長谷川如是閑氏がテレビ対談の中で、「小さい頃はきぞ敵しいしつけをうけられたらう」との質問に対し、きわめて興味深い返事をされた。

「大変敵しい親父であったが、ひどく叱言をいわれたという記憶は残っていない。小さい子どものこととて、家の中で随分不作法をしたものだが、そういう時、折目正しく生活をしている父や母が、オヤ！ という表情や物腰をする。子どものわたしはそれだけで、思わず居ずまいを正したものだ。そういうふんい気がありましてね……」と。

古い時代の家庭にはこのような家風とか伝統が残っていて、子

どもに対する無言の感化を与えたものである。しかし反面、家の伝統の重圧や、二世代同居を原因とする葛藤の事例が、しばしば問題となった。大家族における人間関係は、複雑であることが多い。育児に関する問題性もまた、意見や方法の不一致、対立、それにもとづく家庭内の緊張等、しばしば多様化してくる。牛島義友氏がかつて、東京都内の幼稚園及び保育所で行なった調査では、情緒不安定群の幼児の家庭的条件の一つに、祖父母、特に姑の同居が挙げられた。

もちろんこれだけで同居の是非を一義的に論ずることはできないが、少なくとも人間関係の単純化という方向においては、核家族化は一つの好ましい傾向を示しているといえよう。さて夫婦本位の新しい家庭は、いうまでもなく男女の本質的平等を基礎理念として生まれた。しかしこれはあくまで理念的なものであって、

〔表4〕 夫婦の勢力構造

	神戸市(1963)	デトロイト市
一致型	16 %	31 %
自律型	70 "	40 "
夫優位型	4 "	25 "
妻優位型	10 "	4 "

神戸市核家族を対象としたもの。

- 現実の家庭生活にはさまざまな力関係がみられるようである。D・M・ウオルフの分類によれば、
1. 夫優位型（夫がほとんど決定権をもつタイプ）
 2. 一致型（完全に対等の立場で相談しあうタイプ）
 3. 自律型（ある時は夫にまかせ

別の時は妻に決定権があると、いうように、おのずと役割が
決っており、夫婦が万事に自律的に振舞うタイプ)

4. 妻優位型(妻がほとんど決定権をもつタイプ)

の四型である。このカテゴリーによって行なわれたデトロイト市
の資料(一九五四、ウオルフ)と、神戸市の資料(一九六三、田
中国夫氏)を比較したものが表(4)である。

これは一都市の比較資料にすぎないが、現代の家庭生活におけ
る力関係のようすを示唆していてもよろしい。神戸市資料におい
て最も高率を示したのは自律型の七〇%であり、最も低率を示し
たのは、夫優位型の四%であった。

戦前の伝統的な家庭生活が、家父長的、夫唱婦隨的であったの
に較べて、まさに隔世の感である。神戸の調査とほぼ同じ頃、東
京都内の中学生を対象とした調査における、七〇%までが母親だ
けにしつけられているのとあわせ考えれば、最近では子どもの教
育の問題も、恐らく母親の判断ないしは裁量にまかせられている
家庭が圧倒的に多いのではないであろうか。

家庭や家庭教育における父親の勢力の後退は、それが特にサラ
リーマンの家庭である場合は、やむを得ぬ近代的現象であるかも
知れない。よくいわれるように、産業の近代化は、家庭と職場を
分離させた。父親が一箇の人間として真価を発揮するのは、家庭
以外の職場であって、家庭はむしろ緊張解消の場に過ぎない。加

えて最近の住宅の立地条件、通勤条件の悪化は、父親の在宅時間
をますます短縮し、子どもとの有効な接触や、家庭教育への参加
を、次第に困難にしている。物理的にもまた心理的にも、父親の
不在が問題となる所以である。

家庭教育ののぞましい在り方としては、子どもが日常接触する
父や母、兄弟の生活を通して、それぞれの役割の分化や協力を知
り、勤勉とか、協力とか、自己抑制等々、より正しい生活態度や
規範を身につけることであろう。筆者が福岡市、宮崎県の日向
市、高千穂峡の山村の小学三年と六年を対象として、起床後登校
までの生活をみたことがあった。起床時僅かに二〇〜四〇分の短
い時間の中に展開する生活様式や対人関係の中でも、都市と山村
ではかなりの相違がみられたが、とくに目立ったのは、都市では
父親の介在が少なかつたこと、山村では食事前小学生自身を含め
て、家族がそれぞれに、労働を分担している事例がかなり多かつ
たことであつた。すでに古くM・J・ラドケの調査でも、父親が
母親と同じように、教育的責任をとる方が、子どもはより指導的
な性格であるという、示唆的結果が出ていたのであるが、最近の
傾向として、教育の責任が母親に偏在しがちであることは、家庭
教育における一つの問題性であろう。

最近の母親は、否応なしに教育に熱心にならざるを得ない。日
本児童研究所が行なった調査によると、幼児(三〜五歳児)をも

つ母親が、子どもを養育するにあたって、単行本、雑誌、新聞等のマス・メディアをはじめとして、医者、保健婦、友人、姑や実家の母等の意見、公民館や幼稚園での母親学級等、実に多くの情報源を利用してることが明らかとなった。しかし同研究は、育児やしつけに関する情報の獲得が、単なるテクニクに終始し、その根源となるべき児童観や教育観を、明確に把握している母親は非常に少ないことを指摘している。技術に流れてその原理が欠如しているという実態は、教育においては、非常に重大な問題性をはらむ姿ではないだろうか。

世に氾濫している教育ママなる母親像もその一つである。そこでは教育が一つの立身出世、ないしは個人の幸福追求の手段としてしか考えられない。有名校に連なる有名幼稚園に徹夜で受付を待ったり、小学生時代から塾通いを強制したり、笑えぬ事実があまりにも多い。このような過教育現象が、すでに一つの社会風潮として出現しているからには、そこに何らかの時代的、社会的背景が存在していることもいぬめない事実であろう。しかしながら教育の意味や子どもの幸せに対する正しい理念の裏付けなしに、教育に狂奔することは、むしろ子どもの成長をむしろむしばむものとなるであろう。

(三) 少人数家族の中の社会的相互作用

幼稚園や保育所で社会性のない子どもを調べると、ひとりっ子や末っ子であることが多い。ききにもふれたように、最近の家族構成では、子どもの数がだんだん少なくなる傾向にある。わが国では、昭和三二年に人口の静止限界出生率を割り、現在では一組の夫婦が産む子どもの数は、一・九九人であるという。ひとりっ子ないしは準ひとりっ子は将来ますます増えるであろう。

S・ホールがすでに一九世紀の半ばにおいて「ひとりっ子であることは、それだけで一つの病気である」とその問題性を重視しているが、ひとりっ子の増加も、また近代的现象の一つであろう。

欧米では産児制限の普及と共に、一九一〇年頃から少なく産んで、理想的に育てようという傾向が目立ちはじめたといわれるが、わが国では、戦前では産児制限は必ずしも社会的に是認されなかった。今日のようにいわゆる計画産児が一般化したのは、戦後のことである。依田明氏の小田原市における調査(昭和四一年)では、小学一年生を対象とした場合、最も多かったのは二人兄弟で全体の五五・五%、三人兄弟は二四・七%、四人兄弟となると僅かに六・四%となり、ひとりっ子は一一・五%であった。

ひとりっ子については、ネーテルの研究以来多くの研究者によって論及されてきた。そしてその問題性は、

(1) 子どもの側においては、兄弟経験の欠如

(2) 親の側においては、過保護・過教育、として指摘されている

が、これは単にひとりっ子のみならず、現代のような家族構成における教育の問題点にも通じるように思われる。

改めて説明するまでもないが、家族の中で営まれる人間関係には、基本的に夫婦関係、親子関係、兄弟関係の三つがある。夫婦関係は、おとな同士の横の関係であり、親子関係はおとなと子どもとの縦の関係であり、兄弟関係は子ども同士の横の関係である。

現実の家族生活は、この三つの、しかもそれぞれ異質の関係が、相互に交錯し重なりあって、複雑なダイナミックスをつくり上げている。子どもはこうした相互作用の経験を通して、さまざまな態度や行動型を学びとっていくのである。

いかに民主的なものであっても、親子関係は、本質的には、保護者对被保護者の関係であって、兄弟や友人間にある本質的に対等な関係とは異質である。対等な次元にあるからこそ、血縁者としての一体意識に結ばれながら、兄弟は互に衝突し競争し、さらに協調の必要なことを体験することができる。

ひとりっ子の場合、あるいは兄弟があっても、年齢間隔がかなり離れている準ひとりっ子の場合、幼稚園や小学校に入ってから社会的適応が比較的むずかしいのは、社会性を開発する基本的経験が、どうしても乏しくなるためであろう。

子どもの数が少なく、家族の単純化、電化材の普及、住居の簡易化等によって、余裕の多くなった母親の目は、四六時中子ども

を離れることがない。そして、自分の思いのままに子どもを仕立て上げようとする。山下俊郎氏はひとりっ子の親の基本的養育態度として、過保護という要因を含んだ、更に広域の過教育をあげているが、ひとりっ子の親のみならず、現代一般の親に共通する一つの傾向ともいえるのである。

こうした親の態度は、子どもの幸福を願う心理に根ざすものであろうが、一面には親自身の幸福追求の投写でもある。自分が果たせなかった夢を子どもの将来に托すのも、あながち不自然ではあるまい。しかし、社会は急速に変化していく。子どもの教育は、広く社会の体制や機構の仕組みの中で、わが子の幸せは何であるかについての客観的な認識なしには、行ない得ないのではあるまいか？

(西南学院大学)

主な参考文献

国民の福祉の動向 43年厚生統計協会

家族関係の心理―牛島義友

家族の心理―依田新編

しつけにおける親子の力学的考察―田中国夫(児童心理22巻)

ひとりっ子の家庭教育―依田明(児童心理22巻10号)

ひとりっ子の心理と教育―山下俊郎

養育行動における母親の情報源―日本児童研究所モノグラフ7